

違反是正事例（事例4－6）

テーマ 〈 重大違反が遷延する非特定防火対象物に対し告発に至った事例 令和7年 〉
(告発・12 項イ)

- 長期に渡り、重大違反が続いていた工場に対し、警告後も進展がないため、命令書を交付。命令後も、関係者の是正意思がみられず、告発し是正させた事例

防火対象物の概要

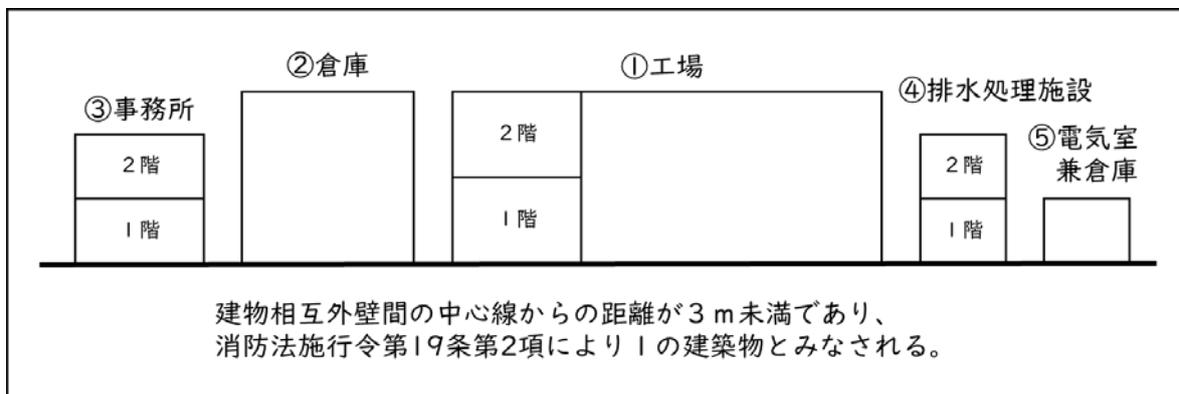
(1)名称	S株式会社
(2)立入検査実施日	平成13年5月24日（初回）
(3)用途	工場(12)項イ
(4)構造・規模	敷地面積 16,603.93㎡
棟①：	棟名称 工場
	用途 工場(12)項イ
	構造 鉄骨造一部不明（その他構造）2階建て
	延べ面積 11,078.10㎡
棟②：	棟名称 C倉庫
	用途 倉庫(14)項
	構造 鉄骨造一部不明（その他構造）平屋建て
	延べ面積 1,054.50㎡
棟③：	棟名称 事務所
	用途 事務所(15)項
	構造 鉄骨造一部不明（その他構造）2階建て
	延べ面積 359.92㎡
棟④：	棟名称 工場排水処理施設
	用途 その他(15)項
	構造 鉄骨造一部不明（その他構造）平屋建て
	延べ面積 87.11㎡
棟⑤：	棟名称 倉庫（電気室）
	用途 倉庫(14)項
	構造 鉄骨造一部不明（その他構造）平屋建て
	延べ面積 100.00㎡

以上の5棟は建物相互外壁間の中心線からの距離が3m未満であり、消防法施行令第19条第2項により1の建築物とみなされる。

棟⑥、⑦ 省略

1. 消防法令違反の概要

- ア. 屋内消火栓設備設置義務違反 ①
- イ. 屋外消火栓設備設置義務違反 ①、②、③、④、⑤



2. 過去の指導経過

○平成13年5月24日

立入検査において、度重なる延べ床面積の増床（棟接続による増床）から屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、自動火災報知設備、誘導灯設備の未設置違反（一部未設置含む）を指摘し、また、火気を使用する設備（乾燥設備）の床面積が200㎡を超えることから、不活性ガス消火設備の未設置違反について指摘する。

○平成15年2月10日

自動火災報知設備の未設置に係る**警告書**を交付。その後、自動火災報知設備については一部設置されたものの、未設置の部分が存在し、違反については是正されることはなかった。

○平成26年3月14日

屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、自動火災報知設備（一部未設置）、誘導灯設備（一部未設置）の未設置違反についての**警告書**を交付。その後、度重なる指導、協議を行い是正に向けた設置に係る計画案を提出されたものの、設置計画は実行されることはなく未設置の状態が継続していた。

過去の検査、届出等の履歴を調べてみると、昭和62年頃から工場新築時の消防検査の際、隣の建物との棟接続を指摘し、延べ床面積から屋内消火栓設備設置の指示をしたとの記録があり、確認申請において別棟で申請された建物が、消防検査時には接続されているということ繰り返すことで、現在の延べ床面積まで膨れ上がった模様であった。

現在の代表取締役（以下「A氏」という。）については家族経営の二代目であり、先代の頃から二度の警告書を交付されているものの、過去には“消防の指導が行き過ぎている”との内容の投書を市長宛に行っており、必要な消防用設備を設置するつもりは一切ないという意思表示であることが伺われた。

3. 立入検査の状況と結果

○令和3年6月

違反覚知後20年を経過し、警告後、一切の進展がないことから、命令書交付に向けた調査を実施する。

工場内へ入ると、広大な敷地に、いかにも増改築を繰り返したと思われる古い継ぎ接ぎだ

らけの工場棟が広がっていた。

今回の調査項目は、最新図面との照合、消防用設備等の設置状況、火を使用する設備の有無、危険物の取扱いの状況、写真撮影、有無窓判定、棟の相互間距離の測定であり、命令書交付に至る実況見分調書や質問調書についても作成する必要があるため、とても1日で成し遂げられるものではなかった。

事業所の担当者含め、A氏にも接触したが、立入検査には積極的かつ協力的な対応であり、とても警告書を交付されている事業所とは思えない丁寧な対応であった。

○令和3年11月

計4回の立入検査を行い、すべての調査が終了する。

4. 命令書の交付と、その後の動き

○令和4年1月28日

結果通知書と共に、**命令書**を名あて人であるA氏に直接交付することとなった。

交付はS株式会社の事務所会議室にて交付し、受領書に押印させ、教示は書面だけでなく口頭で読み上げも行った。また、建物への標識の設置については何の抵抗もなく実施でき、広大な建物の出入口という出入口に、計12枚もの標識を設置した。

事業所の担当者やA氏については、これらの交付や設置について、嫌がる素振りもなく、「ああ、そうですか。」「どうぞ、どうぞ。」といった状態であり、今まで消防が20年間も放置（実際は昭和62年からであり34年間の放置。）していた従来の「粘り強い指導」により、警告、命令、告発といった行政指導、行政処分の心理的効果が一切通じないことを感じるようになった。

命令の履行期限は約6か月後の令和4年7月11日であり、法令違反改善状況(計画)回答書(以下「回答書」という。)の提出期限は令和4年2月11日とした。

○令和4年2月11日

回答書が提出された。内容については後日、A氏に直接電話にて確認を行う。A氏によると、是正方法については、動力消防ポンプ設備を代替設備として設置し、水源を設けることで対応するとのことであり、電話で詳細な設置個数や方法まで質問されたが、水量については、動力消防ポンプ設備の規格放水量で水源の水量が変わるため、その場で即答することなく、設備業者と協議した上で改めて来庁するように依頼した。

○令和4年4月9日

総務省消防庁よりこの事例に関するFAXが届いたと当消防本部に連絡があり、内容については、①「命令書」の記載事項に、屋内消火栓設備、屋外消火栓設備の代替設置として動力消防ポンプ設備等の設備が記載されていない件（消防法施行令第11条第4項及び第19条第4項の代替設置に関すること）について、記載していないことが瑕疵のある命令になるのではないか。②動力消防ポンプ設備等の設備について電話での問い合わせに対し、改めて設備業者と来庁するように案内した件について、消防署と消防設備業者との関係はどうなっているのか。という2点について、総務省消防庁の見解を問うものであった。

①については、当然、瑕疵のある命令には該当せず、違反処理標準マニュアルにもそのように記載するような例は記載されていない。もしこれらの代替設置や、緩和措置等を命令書に記載しなければならないとすれば際限がなくなり、結果、命令書としての体裁をなさなくなる事が考えられ、現実的ではない。

②については、問い合わせに即答できるだけの知識を持っていなかった担当者の勉強不足

もあったと思うが、単なる“嫌がらせ”の枠を超えない内容である。

総務省消防庁からはA氏に対して“個別具体的なご質問にはお答えいたしかねる。”と突っぱねていただくこととなった。

○令和4年6月30日

さらに、当行政組合の管理者に対して、総務省消防庁に送付した内容と同じ内容の書面を送付され、管理者に対しその経緯と説明をすることとなる。

以上のように是正するどころか、当消防本部に影響力がある各所に投書を行うようになり、このA氏の常識離れした振る舞いに、消防局としては大変困惑すると同時に、是正される見込みが薄いと判断し、告発の準備に掛かることとなった。

5. 命令期限の到来からの動き

○令和4年7月11日

命令期限が到来する。

○令和4年7月12日

名あて人に対し、**催告書**の交付。

○令和4年7月15日

命令違反の確定と、告発を視野に入れた違反調査を実施する。改修計画に記載されていた内容については、動力消防ポンプは発注段階で、水源については業者に依頼している状態であるとの報告を受けたものの、命令期限までに正式な着工届等の書面を提出することはなく、従来の姿勢だけを見せて、そのまま時期が過ぎるのを待つという、従来の“作戦”を繰り返しているものと考えられた。

○令和4年7月20日

当行政組合の管理者に対して命令に対する審査請求が行われる。なお、審査請求期間とされている、“命令があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内”を有に過ぎた後の審査請求である。審査請求の趣旨は、行政処分の取消であり、その理由については、総務省消防庁へのFAXと同様、「命令書」の記載事項に代替設置に関する内容を記載していないことが、行政行為の瑕疵にあたるとの内容であった。

○令和4年8月9日

この審査請求に対しての裁決書が発出され、本件審査請求は却下される。理由は、教示されている審査請求期間の経過後になされており、審査請求は不適法であるとされた。

命令期限の到来を待っても改修されることなく命令違反が確定すると共に、当消防本部に影響力がある各所に投書を行うという常軌を逸した行動に、改修する意思、罪の意識は感じられず、悪質極まりなく、消防局としては告発をもって対処するしかないと判断する。

○令和5年1月25日

所轄警察署に告発のための事前説明と必要書類の確認を行う。

○令和5年2月10日

正式に**告発書**を提出し、受理される。

6. 告発後の動き

○令和5年9月21日

所轄警察署の要請により、捜査協力を行う。協力内容は図面の再確認と、設備未設置状況

の確認であった。

A氏については、捜査日の早朝から居住地と工場において家宅捜索が実施された。

我々消防職員が直接、A氏と接触する機会はなかったが、担当警察官によると、「消防が、動力消防ポンプを設置すれば、屋内消火栓設備と屋外消火栓設備の代替とできることについて、もっと前から教えてもらっていたら、すぐに是正することができたのに。」などと供述しているとのことであった。

その後、この件について警察から説明を求められることとなったものの、消防の指導履歴では、平成17年頃に、動力消防ポンプの代替設置を指導した経緯があり、水源についての協議を行っていること。また、命令に係る回答書を提出した際にも動力消防ポンプで代替設置する旨の回答をされ、消防はそれを受領すると共に、その後も継続して動力消防ポンプ設置に向けて指導を行っていることから、代替設置が可能な件については、今まで十分すぎる程協議を進めており、A氏は重々承知している事実であると説明した。

7. 違反の是正と検察官による処分決定

○令和5年9月26日

動力消防ポンプ設備の設置に係る着工届を受理。

○令和5年11月7日

同設備に係る設置届を受理。

○令和5年11月27日

同設備の完成検査を実施するものの、放水圧が維持できず検査は不合格となる。

○令和5年12月21日

所轄警察から書類送検したとの連絡を受ける。

○令和6年3月6日

地方検察庁の担当検察官に対し、消防署長名にて上申書を送付する。

○令和6年3月7日

同設備に係る再検査を実施し、本件命令事項に係る違反については是正となった。

○令和6年3月18日

担当区検察庁より処分通知書が通知され、法人、個人共に消防法違反が認められ、起訴したとの内容であった。

○令和6年3月21日

地方簡易裁判所にて略式命令が下される

建物所有者（法人）：罰金30万円

会社経営者（個人）：罰金30万円

○令和6年4月11日

2週間の不服申立期間を経過し、不服申立がなく、刑が執行される。

8. 本事例の検討事項

本事例については、長期間に渡って違反が続いていた事例であり、告発をもって徹底的に戦わなければ是正を勝ち取れなかった事例であった。

これはひとえに、従来からの「粘り強い指導」として、消防機関が違反処理に踏み切れていなかったことが結果的に履行義務者に違反処理の耐性をつけてしまうことに繋がり、その後の行政処分に係る重要性、切迫性が正しく伝わらない事態に陥ってしまったことが一つの

原因である。

また、告発後に係る処分決定については、消防機関の知るところでは関与できない部分ではあるものの、このような事案（告発後に是正をした事例）で不起訴が続けば、消防法違反に関する告発に係る意義の低下を招く恐れがあり、起訴、不起訴を決定する検察官への上申書等による消防法違反に関する重要度、重大性の説明、嘆願が重要となってきたと感じるところである。

(事例4-6) グループ検討

テーマ < 重大違反が遷延する非特定防火対象物に対し告発に至った事例 >

1. 長期間に渡る違反に対する違反処理の進め方と考えられる問題点について検討してください。
2. 非特定防火対象物の重大違反に対する違反処理についての進め方、優先順位のあり方について検討してください。
3. 違反処理を進める際に予想される各方面への投書、苦情及び地元有力者からの圧力等に対する対応方法について検討してください。
4. 告発後における担当検察官への消防法違反に関する重要度、重大性の説明、嘆願の是非と、上申書の必要性と意義について検討してください。

アドバイザーが付加提示した課題及びその他グループで意見が出た内容の検討